資料４

第３期今治市地域福祉計画・地域福祉活動計画

実施状況（Ｒ３～Ｒ５）　（R6.10.31差替）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目  基本目標１　住民として、みんなで参加しよう | 現状と課題 | 施策の方向 | 市の取組 | 社会福祉協議会の取組（地域福祉活動計画） |
| （１）地域活動参加のきっかけづくり  （５）地域のことを考えるきっかけづくり | 高齢者、要介護認定者、障害者手帳所持者など、日常生活の中で支援を必要とする人が増加し、1世帯当たりの人数が減っている中、地域の中での孤立が懸念され、身近な地域における支え合い体制の充実が求められています。一方で、本市の自治会への加入率が低下し、地域のつながりの希薄化が懸念され、地域の行事運営の体制が弱体化しています。 | 本市は陸地部と島しょ部に分かれており、それぞれ地域の特性があり、抱える課題や福祉ニーズも多様ですが、自分たちの地域特性を踏まえ、地域独自の課題に対する共通認識を持った住民主体の活動は、大変重要です。住民一人ひとりが、地域活動へ関心を持ち、より多くの人が地域活動に参加するきっかけとなるよう、自治会を中心とした地域コミュニティづくりを積極的に展開するよう支援します。 | 自治会活動への参加者促進に向けた新たな手段として自治会内でのデジタル活用を推進しています。  令和３年度からは国の事業を活用し、各地区公民館等でスマホ教室を開催しています。  令和４年度からは県の事業を活用しデジタル技術の導入に前向きな自治会を選定しオンラインツールの勉強会を開催しています。 | 福祉まつり等のイベント、地域福祉に関するフォーラム、学習会等の開催を企画していましたが、新型コロナウイルスの影響から、中止せざるを得ない場面が多くあり、オンライン環境を活用した話し合いの機会や研修会の機会を確保しました。  また、共同募金を活用し、学習支援や病院ボランティア活動など、学生のニーズに基づいたマッチングを行いました。 |
| （２）地域の見守り体制づくり  （９）見守り・小地域ネットワークの構築 | 普段の隣人や地域との関わりの程度については、「挨拶をする程度」が8割になっています。困ったときに近所に望む手助けについては、「安否確認」「災害時の避難支援」が最も高くなっており、近所付き合いの現実と理想が異なっている状況がうかがえます。 | 本市では、複雑化・複合化する生活課題や様々な課題について、関係者や民生委員・児童委員、市、市社会福祉協議会、地区社会福祉協議会などの相談支援機関と連携を図っています。現在行っている市の様々な見守り活動を継続して行うとともに、災害時に高齢者や障がい者等の要配慮者の情報を地域で共有できる仕組みをつくり、平常時から要配慮者に対する見守りや声掛けを行い、地域における要配慮者への支援の活動を充実させます。 | 高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していくために生活支援コーディネーターを配置し、市内27箇所で、定期的に協議会を開催しました。  また、民間９事業者と「見守りネットワークに関する協定」を締結し、さりげない見守りにより安否確認を行い、何らかの異変を察知したときは市に状況を連絡する体制を整えています。  その他、認知症高齢者の見守りネットワークを推進し、認知症に関する正しい知識の普及に努めました。 | 小地域を対象とした、住民同士が相談役となる場を設けました。(よろず相談の場)  また、鳥生地区では小学校の生徒を対象としたサポートネットワークなどにも参画したほか、つながりワーカー養成研修なども開催しました。 |
| （３）住民同士・住民と地域の支え合いづくり  （17）生活支援サービス等の開発・拡充 | 地域では、高齢者のみの世帯や介護が必要な方が増加しています。また、生活困窮など生活のしづらさを抱えて暮らしている世帯も増加しています。  地域での人間関係の希薄化が進み、孤立する世帯や、自治会への加入を負担に思うなどの理由で自治会に加入しない世帯が増加しています。 | 住民同士のつながりをつくり、支え合える関係づくりの一歩として、あいさつ等身近な声かけに取り組んできました。しかしながら、身近な地域での関係の希薄化が懸念され、更に身近な地域で支え合える関係づくりに向けて、取り組む必要があります。 | － | 生活支援コーディネーターの働きかけにより、支え合い学習会の実施、暮らしに関するアンケート調査、生活支援ボランティア養成講座、民生委員・見守り推進員の情報交換会、支え合いマップづくり、見守りガイドの作成等を行いました。そのほか、当事者活動事業、家族介護者交流事業を実施しました。 |
| （４）福祉に対する意識の醸成  （４）家庭・地域・学校と連携した福祉教育の推進  （22）外国人や性的マイノリティなど多様な生き方・文化の尊重 | 社会経済情勢が変化し、精神的な豊かさを求める傾向が強まっている中にあって、住民の生涯学習に対するニーズに応じて、講座の実施を進めています。地域福祉に関する学びや参加、体験の機会を充実し、住民・社会福祉協議会・行政が協働して、住民の地域福祉意識の醸成を図る必要があります。  そのためには、学校や地域での体験学習や生涯学習などの機会を通じて、地域福祉の取組等を身近なものであることと認識し、広めていく必要があります。 | 地域福祉や地域での支え合いを広く周知し理解を促すために、イベント等や生涯学習の機会を利用し、地域福祉に対する住民の意識醸成を図ります。  また、地域福祉に関する市政出前講座の開催によって、地域福祉へ関心を持ち、地域活動への参加のきっかけとなるよう市政出前講座を充実させます。 | 学校での総合的な学習の時間等において、外部講師を招き、高齢者疑似体験や車椅子体験等を実施したり、福祉施設への訪問や交流等を行うことにより、福祉教育の推進に努めました。  また、福祉関係各課にて出前講座を開催し、福祉に対する意識の醸成に努めましたが、新型コロナウイルス感染拡大のため、実施回数、参加人数ともに例年度と比較して、減少しました。 | 小中学校の依頼に基づき、福祉教育を行い、理解啓発に努めました。また、多文化共生プロジェクトとして、LGBT当事者による講演会を開催したほか、外国人が多く住む地区を対象に地域住民との交流会を開催し、理解を深める取組を実施しました。  そのほか、愛媛県社会福祉協議会より郷土愛を育む福祉教育モデル事業を受託し、大島中学校で様々な社会資源と結び付けながら福祉教育を実施しました。 |
| （５）健康づくり・介護予防の推進  （10）つどいの場、居場所づくり | 高齢者が増えていく中、要介護認定者が増加しています。自立した生活を続けていくため、健康づくりに関する日ごろからの取組が重要です。若い頃から健康に対する意識を持ち、早期に取り組むことで、生活習慣が影響する様々な病気を防ぐことができます。 | まち全体の活力向上のためには、住民一人ひとりが心身ともに健康に生活していくことが大切です。今治市健康づくり計画『バリッと元気』の推進をはじめ、住民のニーズに応じた健康づくりへの支援の充実に努めます。  また、健康寿命の延伸を目指して、介護予防事業の推進等により住民の健康の維持増進に取り組みます。 | 生活習慣病の発症予防及び重症化予防のために、特定検診受診率の向上に努め、年々受診率は向上しています。  また、身近な場所でのフレイル予防対策として、住民主体の集いの場の立ち上げに取り組み、令和５年度末までに41団体の活動を支援しました。 | ふれあい・いきいきサロン支援事業において、多世代交流型のサロンや子育てサロンなど、地域のニーズに沿ったサロンを推進しましたが、新型コロナの影響からサロン活動が中止となっているところもあり、状況確認を進める中で、地域活動の担い手不足が課題となっています。 |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目  基本目標２　支え合える地域をつくろう | 現状と課題 | 施策の方向 | 市の取組 | 社会福祉協議会の取組（地域福祉活動計画） |
| （１）安全・安心な地域づくり  （15）災害時要配慮者の支援体制づくり | 民生委員・児童委員活動の内容が、「相談・指導」から「安否確認のための訪問」に件数が増加傾向にあり、地域社会における住民への支援と見守り活動へと変化してきています。  新型コロナウイルス感染症の影響により、多くの社会・経済活動が停止し、高齢者等の孤立、長引く休校による子どもの心身への影響、減収や失業による生活困窮状態などの新たな課題が発生しています。 | 本市では、自治会、民生児童委員協議会や地区民生児童委員協議会の活動を支援しています。複雑化・複合化する生活課題や様々な課題について、関係者や民生委員・児童委員、市、市社会福祉協議会、地区社会福祉協議会などの相談支援機関と連携を図っています。  災害や感染症対策、防犯活動や交通安全等への安全・安心な地域づくりを目指し、誰もが地域の中で孤立することなく、身近に暮らしている高齢者や障がい者等の要配慮者の異変や課題に気がつき、民生委員・児童委員や関係機関につなぐなど、早期発見・早期対応ができる見守り体制の構築を進めていきます。 | 今治市民生児童委員協議会として、研修会の開催、役員の交流や意見交換による各地区の調整、協議会の運営等を行い、民生児童委員の活動を支援しました。併せて各地区民生児童委員協議会での研修や高齢者等の訪問や相談等を行うほか、毎月1役員定例会を開催し、情報共有や行政情報の提供などを行っています。  また、防犯・交通安全への取組について、今治地区及び伯方地区防犯協会と連携し、市内の防犯活動を推進するほか、必要箇所にLED防犯灯の設置を推進しました。 | 耳の日に合わせ、聴覚障がい者当事者の理解を深める研修会を開催したほか、被災者サポート研修を開催し、被災した際の要配慮者支援について、学習しました。 |
| （２）地域防災の体制づくり  （16）被災者支援と災害ボランティア活動の体制整備 | 「自分たちの地域は自分たちで守る」ために、日ごろから自主防災組織が中心となって、地域での防災活動に取り組むことが必要です。本市では、防災意識の向上に努めていますが、避難する場所を知らない人がいる現状となっています。また、地区ごとに高齢者や障がい者、小さな子どもがいる家庭などが参加できる防災活動を推進していく必要もあります。 | 市全体の防災意識向上のため、自主防災組織の活動への助成、訓練への助言など防災意識の啓発に取り組みつつ、避難行動要支援者に対する配慮を地域で把握できるよう連携連絡体制の強化を進めていきます。 | 市民の自主防災組織の構築、維持、発展のため今治市自主防災組織交付金を交付し、活動の充実を図るほか、新結成した自主防災組織に資機材の交付を行うことで、組織の基盤づくりを支援しました。  また、ＦＭラジオにて毎日避難所や避難の流れなどを発信し、災害への備えの周知普及を図るほか、市内社会福祉法人等43法人と協定を締結し、75箇所の福祉避難所を指定しています。 | 大規模災害に備え、被災者の支援活動や災害ボランティア活動に関わる団体と連携し、災害支援ネットワーク会議や災害ボランティアセンターの運営訓練を行いました。また、平成30年豪雨災害における災害ボランティアの振り返りのなかで、センター設置・運営マニュアルの見直しを行いました。 |
| （３）地域で支え合う仕組みづくり  （18）地域福祉活動を支える財源の確保 | 多様化する住民の福祉ニーズに対応するため、「共助・公助」の連携を強め、みんなで支え合える地域をつくっていく必要があります。 | 地域での支え合いを強化していくためには、本市が有する多様な地域資源の有効な活用方法の検討やＮＰＯ、ボランティア等の活動団体への支援が必要です。  また、公的なサービスだけでなく地域の中で高齢者や子育て世帯の困りごとを解決できるよう地域の機能強化を図ります。 | 生活支援体制整備事業を通じ、住民主体の社会資源の把握、開発を行うほか、コミュニティ推進会等に対し、補助金を交付することで、活動の支援を行っています。  また、交通弱者については、重度障がい者タクシー利用助成を行うとともに、地域公共交通計画を策定し、乗合タクシーを通行しています。 | 高齢者への訪問による生活支援を行う住民団体の立ち上げ支援を行い、３団体が活動を開始しました。  民生委員、当事者団体等に協力いただき、街頭募金活動を実施しました。 |
| （４）災害時に備えた要支援者の支援体制づくり  （15）災害時要配慮者の支援体制づくり | 災害時、地域での助け合いの重要性が再認識されています。 | 避難行動要支援者の把握をはじめ、災害時の避難行動において何らかの助けを必要とする者や、避難所において一定の配慮を必要とする者に対し、適切な対応ができる基盤の整備を行います。  行政と地域が連携する中で、「避難行動要支援者名簿」の内容更新に努め、地域では、この名簿を活用し、平常時から避難行動要支援者に対する声かけや見守り活動の体制をつくります。 | 災害時に避難支援が必要な者について名簿を作成し、地域の避難支援団体（自治会、自主防災組織、民生児童委員、消防団など）に配布し、災害時の避難支援体制づくりを行っています。  令和５年度からは、個別避難計画書作成に取り組み、要介護３以上等の重度者の方から順次、福祉専門職の協力を得て作成を進めています。 | 災害時避難行動要支援者名簿を活用して、地域住民の方と地域における支援体制づくりに向けた講座を開催しました。 |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目  基本目標３　地域の環境を整えよう | 現状と課題 | 施策の方向 | 市の取組 | 社会福祉協議会の取組（地域福祉活動計画） |
| （１）地域活動推進のための環境づくり  （19）子どもや若者、障がいのある人の自立・社会参加の支援 | 地域のつながりの希薄化が進行していることにより、地域福祉活動を担う人材、特に若い世代の人材不足、地域活動への関心の低下が問題となっています。高齢者は、これまで培ってきた経験や知識、ネットワークが豊富にありますので、高齢者をこれからの地域福祉を支えるマンパワーとして捉える必要があります。  地域の方が気軽に集まったり、活動する拠点として整備するとともに、拠点の有効的な活用方法について検討する必要があります。 | 子どもから高齢者まで、幅広い年代の人が地域福祉活動に関心を持ち、誰でも気軽に地域福祉の活動に取り組むことができるよう、活動の拠点となる場所の整備・有効活用等により、高齢者や障がいのある人を含め、より多くの人が地域で活躍できる環境の整備を進めます。きっかけづくり、活動の場の確保に努めていきます。 | 高齢分野においてはシルバー人材センターに補助金を交付し、活動を支援していますが、雇用の延長等により会員数の減少が続いています。  こども分野では、妊婦や就学前児童のいる世帯の方が、応援ショップ登録店舗で買い物をした再、割引等その店舗独自の特典が受けられる「子育てファミリー応援ショップ事業」を実施していますが、閉店等もあり協賛店舗の減少が課題です。  その他、公民館等地域拠点を活用して、三世代交流事業を実施しましたが、コロナ禍の影響により中止、縮小開催とするところが多くありました。 | 生活保護世帯と児童養護施設入所者を対象としていた学習支援について、就学援助世帯も対象とし、参加者の高校進学へ支援を実施しました。  また、総合福祉センターを活用し、就労支援のための独自雇用を法人で行っています。 |
| （２）地域福祉を担う人材育成  （11）ボランティア・市民活動の活性化 | 地域福祉を推進していくためには、地域において支え合い、助け合うことが必要です。そのため、住民一人ひとりが、福祉サービスの受け手だけでなく、担い手としての意識を持つとともに、地域福祉を推進する人材を確保・育成する必要があります。高齢化が進行している中、アクティブシニアのような団塊の世代を中心にした、元気なシニア世代の活躍が注目されており、新たな地域福祉の担い手としても期待されています。 | 地域の担い手の確保のために、福祉に関する啓発活動、学校教育の場だけでなく、あらゆる世代を対象とした学習機会の提供や福祉教育の推進に努めます。  また、社会参加・自己実現を求める団塊の世代や高齢者を担い手につなげ、元気な高齢者の生きがいづくりとして活躍の場をつくり、地域の潜在的な人材の活用も視野に入れた人材育成の推進を引き続き行います。 | 65歳以上高齢者の介護支援ボランティア活動に対して、ポイントに応じ交付金を交付する介護支援ボランティア事業の実施や、手話・要約筆記を学ぶ講座を開催することにより、地域福祉を担う人材の育成に努めました。 | 視覚障害・傾聴・災害などの各種ボランティア養成講座を実施し、学生・企業退職者など幅広い対象者に参加を周知しました。  また、学習支援や病院ボランティア、傾聴ボランティアなど個別のニーズに対応するボランティア活動のマッチングを行いました。 |
| （３）ボランティア・市民活動の充実  （12）社会福祉法人や企業等の社会貢献活動の推進 | 福祉は、住民一人ひとりが年齢や性別、障がいの有無に関わらず、人間としての尊厳を持って、暮らし慣れた地域の中で生活できるよう支援しようとするものです。誰もが地域の中で共に生き、共に支え合いながら、人としての幸せを実感することができる心豊かな福祉の文化・意識が地域に育み、本計画が進める共助の行動が求められています。 | 地域活動の推進に向けて、活動を牽引するリーダーの存在が必要です。地域活動の自立のため、地域課題を発見し、地域での議論・活動を主導するリーダー、団体の人材を育成します。 | NPO、ボランティアなど非営利で公益的な活動をしている人たちや、これから活動しようと考えている人たちのための拠点施設「市民活動センター」を指定管理者制度で運営し、市民活動・ボランティアに関する相談や、多様なボランティアの需給を調整し、希望者の登録と活動の斡旋を行いました。 | 企業の社会貢献のサポートとして、商工会議所女性会のフードドライブなどで頂いた食料品等を生活困窮者へ提供しました。 |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目  基本目標４　安心して暮らせるまちにしよう | 現状と課題 | 施策の方向 | 市の取組 | 社会福祉協議会の取組（地域福祉活動計画） |
| （１）相談支援体制の充実  （２）相談しやすい環境づくり | 子育てや介護などの悩みを抱えた家族の中には、誰にも相談できず、また、各相談機関も相互の支援情報を持ちながらも十分に連携できずに、精神的、身体的、金銭的等複合化する課題などを解決できない人がいるという状況がみられます。 | 住民の困りごとが深刻化しないためにも、なるべく早い段階で相談でき解決できる仕組みづくりが必要です。アンケート結果から、市が優先して取り組むべき施策として「総合的な相談窓口の充実」が最も高くなっています。現在設置している各相談窓口の認知度向上が必要であり、かつ、住民の「どこに相談してよいかわからない」「たらいまわしにされる」という状況を解消する必要があります。住民の困りごとに円滑に対応できるよう、相談支援体制の充実を図ります。 | 市全体の支援機関・地域の関係者が断らず相談を受け止め、つながり続ける支援体制を構築することをコンセプトに、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の３つの支援を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」の実施に向け、令和４年度から、庁内連携会議を開催しました。 | 令和４年度から成年後見制度利用促進に係る中核機関運営事業を受託し、「生活まるごと相談窓口」として相談内容や対象者を限定せず、本人や家族、地域住民、関係機関からの相談に幅広く対応しました。 |
| （２）必要なサービスを受けられる仕組みづくり  （６）情報の発信の工夫と広報の充実 | 子育てや介護などの悩みを抱えた家族の中には、困ったときにどこへ相談したら良いか分らず、解決が困難に陥っていることがあります。また、各相談機関も相互の支援情報を持ちながらも十分に連携体制が構築されておらず、適切な支援ができていないケースもあります。  住民が安心して暮らしていくために、福祉サービスを必要とする方に必要な情報を届ける必要があります。 | 地域福祉に関わる様々な分野において法律や制度改正が頻出しており、その内容も複雑化しています。住民の誰もが適切に、地域や福祉に関する情報を得られ、必要なサービスを受けられるよう総合相談支援体制をはじめ、サービスの利用向上のための仕組みづくりを行うとともに、今後も、福祉サービスの情報を、市ホームページや住民の目にとまり、手にとってもらいやすいパンフレットの作成により情報発信に努めていきます。  また、民生委員・児童委員の活動への支援によって、地域の中で支援を必要としている人の早期発見・早期対応を図ります。 | 福祉関係各課において、ホームページ、広報等を利用し、情報発信、情報提供に努めました。  特に、こども分野において「子育て応援ガイドブック」を発行し、母子手帳交付時、出生届提出時に配布することで、子育てに関する情報の発信を積極的に行いました。  また、民生委員・児童委員に対して、情報提供や助言、研修を行うことによって、資質向上を図り、市民の相談が必要な支援につながるよう体制を整えています。 | 地域福祉情報を発行することにより、地域住民に福祉に関する情報を提供するほか、ホームページなどの見直しを行い、わかりやすい情報発信ができるよう改善に取り組みました。  また、令和５年度にはインスタグラムを開設し、タイムリーに情報発信できるようにしました。 |
| （３）連携の仕組みづくり  （12）社会福祉法人や企業等の社会貢献活動の推進 | 高齢者のみの世帯や認知症高齢者が増加する中、住み慣れた地域で暮らし続けていくためには、多様な主体と市が協働しながら地域全体で支え合う「互助」の体制を整えていくことが重要です。また、生活困窮、自殺、虐待、ＤＶ、孤立死、消費者被害など、近年の社会環境の変化に伴い顕在化してきた多様な生活課題への対応のほか、重度な要介護状態や認知症となっても、住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・介護予防・生活支援・住まいが一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の概念を、高齢者だけでなく、障がい者や子ども等の支援にも拡げていくことも求められます。 | 各種団体がそれぞれの目的を持ちながら地域で活動する中で、「地域福祉の推進」という同一の目的を達成するためには、個々で活動している組織・団体が連携・協働することが効果的です。  各種団体の活動活性化を支援するとともに、組織・団体間の連携や連絡体制を構築し、地域の課題や情報を共有化することで、地域活動の基盤強化を図ります。  今後は、必要な支援を包括的に提供するという、「地域包括ケアシステム」の考え方を高齢者分野だけでなく、児童や障がい者、生活困窮者など、他の福祉分野にも応用し、地域の資源を最大限に活かしていくように努めていきます。 | 地域包括支援センターを市内６箇所に設置していますが、令和３年度から令和５年度にかけて、職員を６名増員し、機能強化を図りました。  また、地域ケア会議を基幹型地域包括支援センター及び各地域包括支援センターで開催し、自立支援に向けての個別支援の充実と、地域における関係機関との連携を図りました。  今後、重層的支援体制整備事業を通じて、各福祉分野との連携を深めるとともに、参加支援、地域づくり支援を一体的に実施することで、全世代に対応した地域包括ケアシステムの構築を目指します。 | 社会福祉法人の「公益的な取組」に関する連携について、研修会等に参加し、連携の在り方について検討を開始しました。  また、地域課題に対応する社会資源の把握について、アプリケーションを用いたサロン情報の公開を行いました。 |
| （４）支援が必要な人への対策  （24）孤立や複合的な課題を抱える人・家族への寄り添いサポート | 全国的に子どもや高齢者、障がい者への虐待や、孤立などの問題は社会問題となっており、地域とのつながりがないまま、適切なサービスにつなげることができない事例が多くなっています。貧困層の存在や非正規雇用の増加など、生活困窮にいたるリスクの高い層が増加しています。しかし、生活保護や他の制度の受給対象とならないケースもあり、制度の狭間にある人達への対策が必要となっています。  また、犯罪や非行をした人の中には、社会生活がうまくいかず生活困窮に陥り再犯に至る人もおり、加えて薬物依存症に対しても対策が求められており、犯罪や非行をした人を社会から排除・孤立させるのではなく、再び受け入れることができる社会にするための支援体制を構築することが求められています。 | 生活困窮者に関しては、それぞれ異なる複合的な課題を抱えているケースが多く、個別の状況を把握し、ハローワーク等の関係機関との連携のもと、自立に向けた包括的な支援を行います。  　　また、犯罪や非行をした人の更生に理解を深め、こうした人たちが再び社会に復帰するよう支援していきます。 | 生活困窮者への支援については、民生児童委員等の福祉関係者へ積極的に支援窓口の周知を行うとともに、他機関との連携により対象者の積極的な把握に努めるほか、自立相談支援事業における就労支援を実施し、令和３年度から令和５年度にかけて、31名の就労を支援しました。  また、ひとり暮らし高齢者への支援につきましては、栄養バランスのとれた食事の提供および安否確認を行う配食サービス事業、福祉電話の貸与を行い定期的な連絡を行う福祉電話安否確認サービス事業、急病や事故などの緊急時に通報可能な緊急通報装置を貸与する緊急通報システム整備事業を実施しました。  その他、再犯防止の推進として、今治市保護司会とともに、中学生弁論大会に取り組みました。 | 生活福祉資金貸付事業の相談や食利用支援の活動を通して、世帯の抱える総合的な課題を把握するほか、生活困窮者世帯へ積極的にアウトリーチを行い、世帯の課題を的確に捉え支援を行いました。  更に、令和４年度には「家計改善支援事業」と「就労準備支援事業」を開始しました。 |
| （５）権利擁護活動の推進  （20）総合的な権利擁護の推進 | 高齢や障がい等により、判断能力が低下し、自ら権利主張や権利行使をすることができない状況にある人たちを社会全体で支え合うことが地域共生社会の実現に資するものです。しかし、地域で受容できる体制が充分ではありません。  成年後見制度はこれらの人たちを支える重要な手段ですが、十分に利用されていない状況でもあります。  また、これらの人たちは、虐待や悪質な商法等による消費者被害、セルフネグレクト※1等の権利侵害を受けやすく、積極的な権利擁護活動を推進していく必要があります。 | 地域共生社会実現のために、判断能力が低下した方が、地域において尊厳のある生活を維持し安心して生活を行うことができるよう、成年後見制度利用促進をはじめとする各種権利擁護支援を行います。  　　また、虐待等の重大な権利侵害に対しては、行政責任において適切な支援を行うとともに、防止のための周知活動に努めます。 | 令和４年度に、成年後見制度の利用を促進し、判断能力が不十分な人の権利擁護に係る総合的な相談及び支援事業を実施する「中核機関」を設置し、年間延べ約1,500件の相談を受け、認知症高齢者、知的障がい者及び精神障がい者の福祉の増進を図りました。  また、こども、障がい、高齢の虐待対応を行うとともに、関係機関に虐待防止研修を実施しました。 | 成年後見制度利用促進に係る中核機関の運営、福祉サービス利用援助事業、法人後見事業などの権利擁護事業を実施し、認知症や精神障がい等により判断能力が低下した方々の意思が尊重され、生きがいのある生活が送れるよう支援を行いました。 |
| （６）住みやすい環境の整備 | 高齢者や障がい者、小さな子どものいる世帯を始め、すべての人が社会に参加できるよう、公共施設などにおけるバリアフリー化、ユニバーサルデザインの視点に基づく整備などが必要となっています。 | 誰もが心地よい環境で快適な生活が送れるよう、身近な地域やまちを美しく保つ取組を推進します。  誰もが自由に外出や移動ができるよう、ユニバーサルデザインについての啓発や公共施設等のバリアフリー化の推進に努めます。 | 住宅を必要とする者への支援として、火災等罹災者への緊急避難、ＤＶ支援のための居室を確保しました。 | － |